

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月20日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

### 京都市人事委員会規則第3号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第1各組織共通の項中「6級以上」の右に「のもの 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例別表第1幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表及び別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表の適用を受ける職員で、職務の級が4級のもの並びに同条例別表第3学校事務職員給料表の適用を受ける職員で、職務の級が5級」を加える。

別表第2本庁の項中「保健福祉局医務担当局長」を「京都市職員給与条例別表第1の2医療職給料表の適用を受ける担当局長、担当部長及び担当課長」に、「行財政局人事部人事課の担当課長補佐、係長及び担当係長」を「行財政局人事部人事課の係長」に、「庶務担当の担当課長補佐、係長及び担当係長」を「庶務担当の係長」に改め、同表区役所の項中「京都市職員給与条例別表第1の2医療職給料表の適用を受ける副区長及び担当課長庶務担当」を「庶務担当」に改め、同表桃陽病院の項中「院長 副院長」を「副院長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「指導部長 学校指導課長 生徒指導課長 統括首席人事主事 統括首席指導主事 首席人事主事 首席指導主事 首席社会教育主事 人事主事」を「首席指導主事」に改め、同表高等学校の項中「校長 副校長 教頭 事務長」を「副校長 教頭」に改め、同表中学校の項及び小学校の項中「校長 副校長」を「副校長」に改め、同表総合支援学校の項から野外活動施設花背山の家までの項までを次のように改める。

総合支援学校	副校長	教頭	副教頭
--------	-----	----	-----

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)